

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の 一部改正に伴う対応について

2020年4月1日（水）より「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（以下「犯罪収益移転防止法施行規則」といいます。）が一部改正されます。

弊社では、犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴い、次のとおり対応させていただきます。

■ 非対面取引におけるカードお申し込み時の本人確認方法の厳格化について

弊社ホームページや郵送等でカードをお申し込みいただく場合、本人確認書類が2点必要となります。

（例）運転免許証をお持ちの場合

2020年3月31日（火）まで	2020年4月1日（水）より
運転免許証のコピー1点	運転免許証のコピー1点 + 健康保険証 又は 公共料金領収書 のコピー1点

以下(1)、(2)のいずれかのパターンで本人確認書類を原寸大でコピーのうえ、必ず同封してください。

- (1) A群の本人確認書類から2点
- (2) A群の本人確認書類から1点+B群の本人確認書類から1点の計2点

本人確認書類 A 群

本人確認書類	注意事項
① 運転免許証または運転経歴証明書	住所変更、改姓がある場合は裏面も必要です。
② 各種健康保険証	裏面に住所欄がある場合は、裏面のコピーも必要です。
③ パスポート	写真、公印及び現住所のページが必要です。
④ マイナンバー（個人番号）カード	表面のみ必要です。裏面は不要です。
⑤ 在留カード・特別永住者証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。
⑥ 母子健康手帳	表紙及び氏名、生年月日、現住所欄のページが必要です。
⑦ 身体障害者手帳	氏名、生年月日、現住所欄のみ必要です。
⑧ 国民金手帳	氏名、生年月日、現住所欄のみ必要です。
⑨ 住民票の写し	マイナンバー（個人番号）があればその部分を塗りつぶしてください。

* 「氏名」、「生年月日」、「現住所」の3点について確認が必要です。

* 有効期限のあるものは期限内であること。住民票の写しは発行日から6か月以内のものに限ります。

* 通知カードは確認書類になりません。

本人確認書類 B 群

本人確認書類	注意事項
① 国税又は地方税等の領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現住所が記載されていること ・ いずれも領収日の押印又は発行年月日の記載があり、6か月以内のもの ・ 本人名義のもの
② 社会保険料の領収書	
③ 公共料金（電気、ガス、水道、固定電話）の領収書	

* 「請求書」、「通知書」は確認書類になりません。

■ 本人確認書類の住所が現住所でない場合の対応について

ケース	提出書類 (例)
<p>① ご提出いただいた本人確認書類 2点のうち1点が現住所と異なる場合は、現住所の確認できる補完書類が1点必要です。</p> <div data-bbox="252 495 560 685" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">申込書 住所・・・・</p> </div>	<p style="text-align: center;">本人確認書類</p> <div data-bbox="730 342 1015 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">運転免許証 住所 <u>不一致</u></p> </div> <div data-bbox="730 577 1015 741" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">保険証 住所 一致</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p> <p style="text-align: center;">補完書類</p> <div data-bbox="1150 461 1434 624" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">公共料金の領収書 A 住所 一致</p> </div>
<p>② ご提出いただいた本人確認書類 2点ともに現住所と異なる場合は、現住所の確認できる補完書類が2点必要です。</p> <div data-bbox="252 1032 560 1223" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">申込書 住所・・・・</p> </div>	<p style="text-align: center;">本人確認書類</p> <div data-bbox="730 869 1015 1032" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">運転免許証 住所 <u>不一致</u></p> </div> <div data-bbox="730 1104 1015 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">保険証 住所 <u>不一致</u></p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">+</p> <p style="text-align: center;">補完書類</p> <div data-bbox="1150 869 1434 1032" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">公共料金の領収書 A 住所 一致</p> </div> <div data-bbox="1150 1104 1434 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">公共料金の領収書 B 住所 一致</p> </div>

■ 実施時期について

施行規則の改正は2020年4月1日でございますが、審査状況によっては2020年3月以降に弊社へ到着するお申込み分より実施させていただいております。